

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部課の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部課における平素の業務

市の各部課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。また、市対策本部の組織編制及び業務については、各部課の日常業務を考慮し、また市地域防災計画上の業務との整合性を図り、円滑に行えるように定める。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防局との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

※【市における24時間体制の確保について】

○ 市部課での対応充実

危機管理防災局の職員は、配備基準の要件となる情報をJアラート、あるいは消防局、本庁警備室、県等の関係機関からの情報により得た場合は、職員参集システム及び電話等を利用して関係する職員に連絡を行うものとする。

○ 消防局との連携強化

危機管理防災局連絡用携帯電話による連絡体制の強化及び危機管理防災局への受令機設置による情報収集の強化の他、消防局から市民等への初動連絡ができるよう、同報系防災行政無線の遠隔制御局を消防局に設置する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

| 体制 | 参集基準 |
|--------------|---|
| ①担当課体制 | 危機管理防災局職員が参集 |
| ②緊急事態連絡室体制 | 原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断 |
| ③市国民保護対策本部体制 | 全ての市職員が本庁又は区役所等に参集 |

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

| 事態の状況 | 体制の判断基準 | 体制 |
|-------|---|----|
| 事態認定前 | 市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 | ① |
| | 市の全部課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合等） | ② |
| 事態認定後 | 市国民保護対策本部設置の通知がない場 市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 | ① |

| | | |
|---|---|---|
| 合 | 市の全部課での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合等） | ② |
| | 市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合 | ③ |

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする（市対策本部組織については第3編第2章に記載）。

【市対策本部長、市対策副本部長及び区対策本部長等の代替職員】

| 名称 | 代替職員 (第1順位) | 代替職員 (第2順位) | 代替職員 (第3順位) |
|------------------------------|---------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 本部長（市長） | 副市長※1 | 副市長※1 | 危機管理監 |
| 副本部長（副市長） | 副市長※1 | 危機管理監 | 危機管理防災局の 指定された職員 |
| 区対策本部長 各対策部長 (各区長・部長等) | 副区長、 各部副部長に 指定された職員 | 各区、各部の班長に 指定された職員 ※2 | 各区、各部の班長に 指定された職員 ※2 |

※1 新潟市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則による

※2 国民保護対策本部組織に記載の順とする

(6) 職員の服務基準

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、交代要員等についてあらかじめ定め

る。

3 消防機関の体制

(1) 消防局及び消防署における体制

消防局及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防局、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防局及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防局及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、県と連携し、住民の消防団への入団促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防局及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、国民保護措置における個別の課題に関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部課名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有等

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

また、特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、県との間で特に調整が必要な場合の連携に留意する。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、新潟市医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう新潟市衛生環境研究所を活用するとともに、(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行

うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

※ 関係機関との協定については、資料編に記載

5 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携を図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

(3) 市ボランティアセンターの設置に関する事前準備

市は、武力攻撃災害等が発生したときに速やかに市ボランティアセンターを設置できるよう、地域のボランティア団体や関係団体等との連携を図り、あらかじめ市ボランティアセンターの設置について、場所や担当者を指定する。

6 地域コミュニティによる共助意識の醸成

武力攻撃事態等における情報伝達、避難誘導等に関しては、地域コミュニティの果たす役割が大きいことから、市は、民生委員・児童委員、地域の自主防災組織及び自治会等と協力し、地域における共助意識の醸成に努める。

また、市は、地域単位での避難の実施並びに地域での的確な情報伝達等を念頭に、市民等のとるべき行動に関する情報の提供、意識啓発等に努める。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された信越地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

| | |
|--|---|
| 施設・設備面 | ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 |
| | ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。 |
| | ・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 |
| | ・被災現場の状況を高所監視カメラ等により収集に努める。 |
| | ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。 |
| | ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。 |
| ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。 | |

| | |
|-------------|--|
| 運 用 面 | <ul style="list-style-type: none"> ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・市民等に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 |

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び市民等に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積、整理及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の市民等及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、市民等及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。（その際、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備及び可聴範囲の拡大を図る。

(3) 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、市民等に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの市民等への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護にかかる警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して市民等に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して、大規模集客施設等に対する警報の伝達方法を定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や市民等の避難

誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した市民等の安否情報（下表参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号又は様式第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の内容を原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を用いて、県に報告する。（様式1号から3号については93頁から96頁を参照のこと）

【収集・報告すべき情報】

- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
 - ① 氏名
 - ② フリガナ
 - ③ 出生の年月日
 - ④ 男女の別
 - ⑤ 住所（郵便番号を含む）
 - ⑥ 国籍
 - ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
 - ⑧ 負傷（疾病）の該当
 - ⑨ 負傷又は疾病の状況
 - ⑩ 現在の居所
 - ⑪ 連絡先その他必要な情報
 - ⑫ 親族、同居者への回答の希望
 - ⑬ 知人への回答の希望
 - ⑭ 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意
- 2 死亡した住民
（上記①～⑦、⑪、⑭に加えて）

- ⑮ 死亡の日時，場所及び状況
- ⑯ 遺体の安置されている場所

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理，報告及び提供することができるよう，あらかじめ，市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに，職員に対し，必要な研修・訓練を行う。また，県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は，安否情報の収集を円滑に行うため，医療機関，諸学校，大規模事業所等安否情報を保有し，収集に協力を求める可能性のある関係機関について，既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は，被災情報の収集，整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため，あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに，必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
新 潟 市

1 武力攻撃災害が発生した日時，場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 新潟市△△町A丁目B番C号（北緯 度，東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

| 市町村名 | 人的被害 | | | | 住家被害 | | その他 |
|------|------|-------|-----|-----|------|----|-----|
| | 死者 | 行方不明者 | 負傷者 | | 全壊 | 半壊 | |
| | | | 重傷 | 軽傷 | | | |
| (人) | (人) | (人) | (人) | (棟) | (棟) | | |
| | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を

一人ずつ記入してください。

| 市町村名 | 年月日 | 性別 | 年齢 | 概況 |
|------|-----|----|----|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市は、市民等の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、市職員は、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や

国民保護ポータルサイト，eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は，職員等の研修の実施に当たっては，県，自衛隊，海上保安庁及び警察の職員，学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は，近隣市町村，県，国等関係機関と共同するなどして，国民保護措置についての訓練を実施し，武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては，具体的な事態を想定し，防災訓練におけるシナリオ作成等，既存のノウハウを活用するとともに，県警察，海上保安部，自衛隊等との連携による，NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練，広域にわたる避難訓練，地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について，人口密集地を含む様々な場所や設定で行うとともに，実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては，実際に人・物等を動かす実動訓練，状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等，実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また，防災訓練における実施項目を参考にしつつ，以下に示す訓練を実施する。

ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練

イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、市民等の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に避難行動要支援者等の特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、市民等に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、市民等の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。この際、避難者の男女のニーズの違いにも配慮する。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

※【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
- 区域内の人口分布（男女別）
- 区域内の道路網のリスト
- 輸送力のリスト
- 避難施設のリスト
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 生活関連等施設等のリスト
- 関係機関（国、県、民間事業所等）の連絡先一覧、協定
- 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
- 消防機関のリスト
- 避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 避難行動要支援者への配慮

ア 地域住民等に対する啓発

市は、「市報にいがた」等の広報紙や自主防災組織の防災訓練及び研修を通じて、積極的に地域住民に対して避難行動要支援者支援につ

いての啓発を図る。

イ 地域ぐるみの支援体制

市は、災害発生時に地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図るため、平常時より情報伝達、避難誘導等の体制づくりを自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民等の協力を得て進めるものとする。また、避難行動要支援者名簿の活用を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行う。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力が重要であることから、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

また、避難実施要領のパターン作成に当たっては、区域内の観光客等一時滞在者数や、昼間人口等の把握に平素から努めるとともに、積雪期における避難方法並びに避難行動要支援者等について配慮するものとする。

※ 避難実施要領のパターンについては、資料編に記載

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県に代わって救援を行うことから、迅速かつ的確に救援に関す

る措置を実施できるよう、市の行う救援の内容について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

※【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

避難のために集約した資料に加えて、次の資料を基礎的資料として特に準備

- 収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 関係医療機関のデータベース
- 医療救護班のデータベース
- 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- 墓地及び火葬場所等のデータベース

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車輛等（鉄道、バス、船舶、飛行機等）の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など
- 輸送施設に関する情報
 - ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
 - ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
 - ③ 港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）
 - ④ 飛行場（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定

(1) 避難施設の指定の考え方

市は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、県と連携しつつ、避難施設の指定を行う。

(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

ア 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。

イ 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮する。

ウ 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう留意して指定を行うとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。

エ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないように配慮する。

オ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。

カ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(3) 避難施設の指定手続

市は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認する。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

また、避難施設を指定した場合は速やかに知事へ報告する。

(4) 避難施設の廃止、用途変更等

市は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の

廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、市に届け出るよう周知する。

また、届出があった場合は、速やかに知事へ報告する。

(5) 避難施設データベースの共有化

市は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報をもとに県に報告する。また、避難施設の変更があった場合は、定期的に県に報告する。

【避難施設について把握しておくべき標準的項目】

- | | |
|--|----|
| <ul style="list-style-type: none">・施設の名称・施設の所在地（郵便番号・住所），連絡先（電話番号・FAX 番号）・管理する担当窓口（名称・電話番号・FAX 番号）・施設の面積，構造・施設の保有設備（トイレ，給食設備，浴室・シャワー等） | ほか |
|--|----|

(6) 県及び市民等に対する情報提供

市は、市民等の避難誘導等を円滑におこなうため、避難施設データベースの情報を県に提供する。

また、市民等に対しても、県、消防、県警察等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等市民等が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

6 医療救護体制の整備

(1) 医療救護体制の確立

ア 医療救護体制の整備

市は、武力攻撃災害から、市民等の生命・健康を守るため、市地域防災計画に基づき、災害医療コーディネーターを中心とし、県及び医療機関、新潟市医師会などの医療関係団体などと緊密な連携のもと被害の実態にあわせた医療救護体制の整備を行う。

イ 医療救護所の設置及び医療救護班の派遣体制の整備

武力攻撃災害発生時には多くの傷病者の発生が予想され、迅速かつ適切な医療救護活動が求められることから、初期救急医療を担う医療救護所として指定された市急患診療センター及び市口腔保健福祉センターを開設し、市民などに周知する。また、市医療関係団体などから協力を得て、医療救護班の派遣体制を確保し、医療救護活動を実施する。

(2) 医薬品及び医療資器材などの確保

ア 医薬品及び医療資器材などの確保

市は、市地域防災計画に基づき、医療救護所等で医療救護活動に必要な医薬品及び医療資器材などを備蓄する。

イ 不足する医薬品及び医療資器材などの確保

市は、市地域防災計画に基づき、市内の医薬品販売業者などと協定を締結し、不足する医薬品及び医療資器材などを確保するとともに、応援協定締結自治体などの応援により、調達体制の整備を図る。

(3) 医療救護対策の充実

市は、医療救護所や被災地域の診療所などへの医療支援を行うため、市地域防災計画に基づき、災害拠点病院や災害支援病院から後方支援医療機関としての協力を得、重症患者の受け入れ要請など医療救護体制の充実・確保に努める。

7 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

※【生活関連等施設の種類及び所管省庁，所管県担当部課】

| 国民保護法 施行令 | 各号 | 施 設 の 種 類 | 所管省庁名 | 所管県担当 部課 |
|--------------|-----|-----------------------|----------------|----------------|
| 第27条 | 1号 | 発電所，変電所 | 経済産業省 | |
| | 2号 | ガス工作物 | 経済産業省 | |
| | 3号 | 取水施設，貯水施設，浄水施設，配水池 | 厚生労働省 | |
| | 4号 | 鉄道施設，軌道施設 | 国土交通省 | |
| | 5号 | 電気通信事業用交換設備 | 総務省 | |
| | 6号 | 放送用無線設備 | 総務省 | |
| | 7号 | 水域施設，係留施設 | 国土交通省 | |
| | 8号 | 滑走路等，旅客ターミナル施設，航空保安施設 | 国土交通省 | |
| | 9号 | ダム | 国土交通省 農林水産省 | |
| 第28条 | 1号 | 危険物 | 総務省消防庁 | 防災局 |
| | 2号 | 毒劇物（毒物及び劇物取締法） | 厚生労働省 | 福祉保健部 |
| | 3号 | 火薬類 | 経済産業省 | 防災局 |
| | 4号 | 高圧ガス | 経済産業省 | 防災局 |
| | 5号 | 核燃料物質（汚染物質を含む。） | 原子力規制委員会 | |
| | 6号 | 核原料物質 | 原子力規制委員会 | |
| | 7号 | 放射性同位元素（汚染物質を含む。） | 原子力規制委員会 | |
| | 8号 | 毒劇薬（医薬品医療機器等法） | 厚生労働省 農林水産省 | 福祉保健部 農林水産部 |
| | 9号 | 電気工作物内の高圧ガス | 経済産業省 | |
| | 10号 | 生物剤，毒素 | 各省庁（主務大臣） | |
| | 11号 | 毒性物質 | 経済産業省 | |

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は，その管理に係る公共施設等について，特に情勢が緊迫している場合等において，必要に応じ，生活関連等施設の対応も参考にして，県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において，県警察及び海上保安部との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄，整備

市が備蓄，整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について，以下のとおり定める。なお，備蓄等に当たっては，男女のニーズの違いにも留意する。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

市民等の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については，従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから，可能であるものについては，原則として，国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに，武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について，備蓄し，又は調達体制を整備する。

なお，物資及び資材の備蓄に当たっては，代替機能確保のため，分散備蓄に努める。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については，国がその整備や整備の促進に努めることとされ，また，安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては，国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており，市としては，国及び県の整備の状況等も踏まえ，県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

市は，国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について，県と密接に連携して対応する。

また，武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても，国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう，他の市町村等や事業者等との間で，その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど，必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、土地及び建物等の既存のデータ等の適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、市民等が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、我が国を取り巻く国際情勢や国民保護の意義や仕組みについて、広く市民等の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において市民等がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 新潟市非核平和都市宣言等の周知

国民保護に関する啓発にあたっては、世界平和が重要であることから、市は、市民憲章や新潟市非核平和都市宣言を通じて、平和の願いを広く市民等に周知していくことに努める。

新潟市非核平和都市宣言

わたしたちのまち新潟市は、

日本海に面した湊町、また、実り豊かな田園地帯として発展してきました。

いま、市町村合併によって、新・新潟市に生まれ変わり、

水と緑に恵まれた魅力ある国際都市として、

本州初の「日本海政令市」を目指しています。

先の大戦で、わたしたちは、尊い生命や貴重な財産を失いました。

新潟市は、広島・長崎に並ぶ原爆投下予定地のひとつでした。原爆を恐れ市民が一斉避難した日もありました。

あれから60年。

わたしたちは、現在のわたしたちの暮らしが、戦争による多くの方がたの尊い犠牲の上に成り立っていることを忘れてはなりません。そのことを後世に伝えていかなければなりません。

核兵器の廃絶と世界の恒久平和が、わたしたちの永遠の願いです。

しかし、いまだに世界各地で紛争が絶えません。

飢餓、貧困、差別、人権侵害、環境破壊……、平和な暮らしを脅かすものが、世界に満ちています。

わたしたちの暮らす北東アジアでも緊張関係が続き、核兵器の脅威が強まっています。

わたしたちは、核兵器の不拡散、そして廃絶を強く訴えます。

わたしたちの安心で安全な暮らしを脅かす全てのものを無くすこと。

地球上の全ての人びとが、平和で豊かな暮らしを送ること。

地球全体が、共生互惠関係を築き、ともに繁栄発展すること。

それが、わたしたちの願いです。世界の人びとの願いです。

わたしたちは、そのために不断の努力を重ねていきます。

海のむこうは、友となる国ぐに。

わたしたちは、世界の平和のかけ橋となります。

子どもたちの未来のために、

わたしたちの暮らす北東アジアの人びとが、世界の人びとが手を取りあって、

日本海を「平和の海」に！

新しい新潟市誕生の記念すべき年に、

核兵器の不拡散、そして廃絶を願い、

環日本海の友好・交流の拠点都市として、

北東アジアをはじめ広く世界に向けて、

新潟市が非核平和都市であることをここに宣言します。

2005年10月10日 新潟市

2 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、市民等に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民等向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する市民等への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら市民等への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

3 武力攻撃事態等において市民等がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民等への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに市民等がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、市民等に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。